

## 注意事項

このFAQは総合文化研究科用です。各研究科にて対応が異なりますので、申請方法等は、所属している研究科に確認してください。

※ 数理科学研究科の学生は、数理科学研究科へ確認してください。

※ 日本学術振興会特別研究員の補欠となった方はQ05をご確認ください。

## FAQ（よくある質問）

Q01：採用時返還免除内定候補者の申請資格を教えてください。

A01：今年度（申請する年度に）博士課程1年次に入学（秋季入学者含む）し、日本学生支援機構第一種奨学金に採用された学生です。

Q02：博士課程1年次に採用時返還免除内定候補者を申請せずに、貸与終了時点で「特に優れた業績による返還免除」に申請することはできますか？

A02：申請可能です。

Q03：年末の継続手続きで、4月からの「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、申請資格はありますか？

A03：今年度、博士課程1年次入学者であれば申請できます。

「継続を希望しません」を選択した場合、「採用時返還免除内定候補者」と併せて「特に優れた業績による返還免除」も必ず申請してください。

Q04：日本学術振興会の特別研究員（DC2）に内定しましたが、採用時返還免除内定候補者へ申請することはできますか？

A04：今年度、博士課程1年次入学者であれば申請できます。

学振特別研究員（DC2）採用内定者は、学振の規定により、日本学生支援機構奨学金の辞退が必要なため、辞退の手続（継続手続で「継続を希望しません（辞退）」を入力）を行ったうえで、「採用時返還免除内定候補者」と併せて「特に優れた業績による返還免除」も必ず申請してください。

Q05：日本学術振興会特別研究員の補欠者は申請できますか？

A05：今年度、博士課程1年次入学者であれば申請できます。

補欠者で申請を希望する場合は、特別研究員（DC2）の最終的な採否に関わらず、「採用時返還免除内定候補者」と併せて「特に優れた業績による返還免除」も必ず申請してください(\*)。なお、最終的な採否結果を待ってからの申請は、選考日程により受理（受付）できないため、当該年度の申請受付期間内に必ず申請してください。

\* 補欠者は、奨学金辞退の手続きはしないで、奨学金継続手続きにて「奨学金の継続を希望します」を選択し、継続の手続きを行ったうえで、申請してください。

日本学術振興会特別研究員の採否結果に伴い以下の取り扱いとなります。

1. 特別研究員に採用された場合

奨学金の貸与辞退届を提出いただき、「採用時返還免除内定候補者」、「優れた業績による返還免除」両方の選考の対象者になります。

2. 特別研究員に不採用だった場合

「採用時返還免除内定候補者」選考の対象者となりますが、奨学金の貸与が継続となるため、「優れた業績による返還免除」の申請は取り下げさせていただきます。

**補欠（合格）の最終結果を待って、申請受付期限後に申請を行った場合、いかなる理由があっても受理（受付）できませんので、ご注意ください。**

-----  
Q06：奨学金は学内で使用している旧姓ではなく、戸籍名で登録されていますが、どちらを記入すればよいでしょうか？

A06：氏名は、日本学生支援機構への申請書類になるため、日本学生支援機構に登録している氏名を入力してください。

-----  
Q07：「研究計画書」の3.その他に「必要に応じて自己PRや研究の新規性、独創性、実用性等を記入してください。」とありますが、自己アピールと研究のアピールの両方を別々に記入するということですか？

A07：「3.その他」は、自己PRなど審査で伝えておきたいことがあれば記入する欄になっており、必須ではなく、記入内容、記入方法の指定はありません。

記入方法には、例として自己PRや研究の新規性、独創性、実用性などを挙げており、自己PRと研究内容のアピールの両方を別々に記入いただいても結構ですし、片方だけでも、又は記入がなくても結構です。

審査に際して何かアピールすべきことなど伝えておきたいことがあれば自由に記入してください。

-----  
Q08：内定者となった場合、必ず返還免除されますか？

A08：内定者として貸与終了時に「特に優れた業績による返還免除」を申請すれば、免除されます。免除額（全額又は半額免除）は、貸与終了時の審査で決定されます。

ただし、修業年限で博士号を取得できなくなった等により内定取り消しとなった場合は、「特に優れた業績による返還免除」に申請しても免除になるとは限りません。（通常の申請者と同じ扱いになります。）

また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的プログラム」の支援を内定後に受けた場合、返還免除の申請はできません。（免除になりません）

-----  
Q09：奨学金返還免除内定者となりましたが、日本学術振興会特別研究員に採用されたため、修業年限の途中で奨学金の辞退が必要となりました。免除の内定は取り消しになりますか？

A09：学振特別研究員の採用などにより奨学金を途中で辞退した場合、修業年限内で課程を修了する見込みがあれば、内定取消になりません。

-----

Q10：奨学金返還免除内定者となりましたが、教員として就職が決まったため、満期で退学します。免除内定者の扱いはどうなりますか？

A10：修業年限内に博士号を取得できない場合は、内定取り消しとなります。

なお、内定取消となる場合でも、「特に優れた業績による返還免除」への申請は可能です。（通常の申請者と同じ扱いになります。）

---